



衆議院憲法調査会ニュース

H14.7.26 Vol.34

第154回国会

発行：衆議院憲法調査会事務局

6月24日に、北海道札幌市において 地方公聴会(第5回)を開催しました。

意見陳述者(6名)

大東亜商事株式会社代表取締役 農業	稲津定俊君 石塚修君
北海道弁護士会連合会理事長 大学生	田中宏君 佐藤聖美君
小樽商科大学教授 弁護士	結城洋一郎君 馬杉榮一君

派遣委員(10名)

中山 太郎会長	中野 寛成会長代理
葉梨 信行君(自民)	中川 昭一君(自民)
中川 正春君(民主)	赤松 正雄君(公明)
武山百合子君(自由)	春名 真章君(共産)
金子 哲夫君(社民)	井上 喜一君(保守)

現地参加議員(1名)

山内 恵子君(社民)

まず、地方公聴会の開会に当たり、派遣議員団を代表して中山団長から、挨拶を兼ねて会議開催の趣旨及び憲法調査会のこれまでの活動の概要について発言があった後、意見陳述者からの意見の聴取とそれに対する質疑が行われました。

意見陳述者の意見の概要

稲津 定俊君

- ・現在の日本の置かれている立場や21世紀に守るべき「国益」を考えたとき、日本の伝統文化の内発的自律性により形成された民意の結晶ともいべき普遍的価値を基本理念とした新憲法を制定し、21世紀初頭の世界秩序維持に積極的に貢献する道義国家建設をなすべきである。
- ・新たに制定すべき憲法には、(a)日本が天皇を元首とする立憲君主国であること、(b)日本国の安全を保ち、国際平和の実現に協力するための国防軍を持つこと、(c)国連決議による積極的な国際協力を行うこと、(d)国民徴兵制度を設けるこ

と、(e)憲法裁判所を設けることについて規定する必要がある。

- ・海外で活動する日本企業の安定的発展が可能な政治経済環境を主体的に構築しなければ、21世紀の日本の発展はない。そのことを踏まえれば、我が国の外交政策が全力を賭して確立すべき「国益」とは、相互補完的な日米同盟を基軸とした、国際政治経済環境の優位性を確保する世界秩序維持に尽きる。

石塚 修君

- ・日本国憲法の理念、特に前文、9条に謳われている徹底した平和主義の理念は、21世紀のあるべき世界の姿を指し示している。
- ・日本国憲法には、押しつけ憲法との批判もあるが、中身がよければ良く、問題は憲法の理念が今まで活かされてこなかったことである。
- ・日本は、安全保障政策のみならず、農業政策や食糧政策に関しても、米国から押しつけられている。日本は、米国の言いなりになるのではなく、徹底した平和主義を貫いて、政治的、経済的に自立した国にならなくてはいけない。
- ・現段階では憲法改正に反対であるが、日本が真の自立国家となるため、あえて将来憲法に加えるべき事項があるとすれば、「自給」の概念である。世界有数の非循環国である日本は、他国に迷惑をかけないような循環国家とならなければいけない。

田中 宏君

- ・日本弁護士連合会や札幌弁護士会では、有事法制関連三法案について、(a)日本国憲法の平和主義、基本的人権尊重主義等の基本原理に抵触するおそれが極めて大きいこと、(b)地方自治の本旨をゆがめるものであること、(c)メディア規制を強化し、報道の自由をも侵すものであること等の理由から、反対し、廃案にすることを求めている。
- ・日本が戦争を行うことをいつでも可能とするよ

うな憲法改正には、強く反対する。そのような改正を検討する前に、より多くの人権課題に積極的に取り組み、憲法の理念を実現することが重要である。

- ・現在、アイヌ民族がおかれている人権状況は、好ましいものではない。国は、(a)そのアイヌ民族政策によりアイヌ民族やその独自の文化を衰退させてきた歴史的経緯、(b)日本にはアイヌ民族が存在し、日本は単一民族国家ではないこと、(c)アイヌ民族が先住民族であること等を踏まえた上で、アイヌ民族に対して、反省とより温かい目をもって政策展開をすべきである。

佐藤 聖 美君

- ・人権擁護法案においては、マスメディアによる人権侵害が救済の対象とされており、マスコミの取材の自由、ひいては、憲法 21 条の表現の自由が侵害されるおそれがある。また、国民はマスコミを通じてしか情報を得ることはできないことから、国民の知る権利の侵害にもつながる。
- ・憲法 14 条には法の下での平等が謳われており、男女の平等が保障されているにもかかわらず、就業における女性差別や、家事は女性が行うものといった男性や姑の思想が、女性の社会進出を制限している。また、女性への暴力を根絶させるため、いわゆるドメスティック・バイオレンス法が制定されたものの、その内容はいまだ不十分である。女性に正当な権利が保障されるためには、さらなる法整備、意識改革が必要である。
- ・憲法は現代社会に適合しないため改正すべきとの議論は、本末転倒である。憲法の理念を活かしていくことが重要である。

結城 洋 一郎君

- ・日本国憲法の立脚する諸原理、すなわち、(a) 基本的人権の不可侵、(b) 国民主権原理、(c) 恒久平和主義(戦力の不保持と国の交戦権の否定)、(d) 権力分立、(e) 地方自治の尊重、(f) 国際協調主義は、人類の長年に亘る知的・政治的な営みの到達点であり、いかなる困難があろうとも堅持すべきものである。
- ・9 条は、一切の戦力保持を認めず、あらゆる場合における国家の交戦権を否認しているものと解釈すべきである。「自衛のための戦力の保持と、自衛戦争は認められる」というような解釈は誤りである。

- ・憲法について改善の余地を感じる点のうち、憲法改正を伴わざるを得ないものとしては、(a) 国民表決(レファレンダム)の導入、(b) 憲法裁判所の設置、(c) 大統領制の導入がある。また、現行憲法の趣旨の明確化の観点から現行憲法に追加修正を加えた方が好ましいものとしては、(a) 人権一般の制約原理としては、「公共の福祉」ではなく、「他人の権利を侵害しないこと」と表現を変更すること、(b) 抵抗権を明記すること、(c) 新しい権利としてのプライバシーの権利、国民の知る権利を明記することがある。
- ・憲法改正を提起する場合には、特に相互不可分の条項以外には、各条項ごとに賛否を問うべきであり、全体を抱き合わせにして問題の所在をごまかすべきではない。

馬 杉 榮 一君

- ・理想的な平和主義等を内容とする現行憲法は、制定後 50 年経った 21 世紀にこそ、その真価が発揮されるべきものである。
- ・現行憲法には環境権や情報公開の権利が規定されていないため、21 世紀の憲法としては古いという指摘は誤りである。環境権は 13 条及び 25 条に基づくものとして、また、情報公開の権利は 21 条の表現の自由から導かれる「知る権利」等に基づくものとして、既に現行憲法の中に十分に位置付けられている。
- ・21 世紀を迎えた現在、憲法を守り人権を守るためには、法曹人口の拡大や司法関係予算の増額、司法に市民が直接参加する制度の実現等、司法制度改革は必要不可欠である。
- ・有事立法は憲法の平和主義に反し、基本的人権を侵害するおそれがあり、反対である。

派遣委員からの質疑の概要

中山 太郎団長

- ・新しい世紀を迎えて、科学技術の進歩や FTA(自由貿易協定)の締結等に伴ってグローバル化が一層進展し、日本をとりまく状況が大きく変化している現在、ロシアやカナダとも地理的に近い位置にある北海道における国際化の問題について、どのように考えるか。(全陳述者に対して)

中 川 昭 一君(自民)

- ・現在の日本の教育は「ゆとり教育」というより

「ゆるみ教育」であるとの意見もあるが、日本の教育についてどのように考えるか。(稲津陳述者及び佐藤陳述者に対して)

- ・食料の「自給」を努力目標とすることは良いが、現在の日本において現実に「自給」を実現することは難しいのではないか。(石塚陳述者に対して)
- ・国民にとって短期的には不利益だが客観的には必要な施策(例えば税率の引上げ)について、国民投票を行うというような直接民主主義的手続をとった場合、適切な判断はなされないのではないか。(結城陳述者に対して)
- ・大統領制を導入した場合、天皇制との関係で何らかの問題は生じないか。(結城陳述者に対して)

中川正春君(民主)

- ・国際連合を通じた国際社会への貢献等を考えたとき、9条で自衛権が否定されているという結城陳述者の立場からは、(a)PKOに参加すること、(b)多国籍軍や国連軍に参加すること、(c)武力行使と一体化しない後方支援を行うことについて、どのように考えるか。(結城陳述者に対して)
- ・日本のロシアに対する投資が少ないのは北方四島の問題が障害となっているとの意見もあるが、北方四島の問題をとりあえず棚上げしてロシアとの経済関係等を築くという考え方について、どのように考えるか。(稲津陳述者及び田中陳述者に対して)
- ・日本は外国人労働者、難民、無国籍者を積極的に受け入れるべきであると考えているが、いかがか。(田中陳述者及び馬杉陳述者に対して)

赤松正雄君(公明)

- ・結城陳述者は、日本国憲法の諸原理を堅持すべきであると主張する一方、「万一」の憲法改正の余地についても言及しているが、改めて憲法改正に対する基本的な考え方について伺いたい。(結城陳述者に対して)
- ・「今の政治状況では憲法改正に反対」とのことであるが、今の政治状況がどのように変われば憲法改正をしてもよいと考えているのか。また、憲法改正について時期としてはいつ頃ならよいと考えているのか。(石塚陳述者に対して)
- ・9条2項と自衛隊が存在するという現実が全く

乖離してしまっていることが、どのような影響を与えていると考えるか。(石塚陳述者及び田中陳述者に対して)

- ・司法制度の現状に対して、弁護士の側から見て、どのような危機意識を持っているか。(馬杉陳述者に対して)
- ・最近、日本において女性の晩婚化の傾向が著しい原因について、どのように考えているか。(佐藤陳述者に対して)

武山百合子君(自由)

- ・選択的夫婦別姓制度の導入について、どのように考えるか。また、女性が一生仕事を続けられるようにするためには、どのような改革がなされるべきと考えるか。(佐藤陳述者に対して)
- ・日本の司法制度は、米国と異なり、国民に身近でないと感じる。米国に追いつくためには、今後、どのように改革を進めていくべきと考えているのか。(馬杉陳述者に対して)
- ・私もドイツ型の憲法裁判所の設置には賛成であるが、なぜ、日本では憲法裁判所を設置しようとする土壌が育たなかったと考えるか。(結城陳述者に対して)
- ・アイヌ問題について、北海道として何らかの対応ができなかったのか。また、北海道は、国に対してアイヌ問題の改善を十分求めたと考えるか。(田中陳述者に対して)
- ・食料自給率が低下したのは、何が原因であり、今後、どのような政策が必要と考えているのか。(石塚陳述者に対して)

春名真章君(共産)

- ・日本国憲法の現代的意義について、どのように考えるか。また、昨今の憲法改正論議をどのようにとらえているのか。(田中陳述者に対して)
- ・馬杉陳述者は、「制定後50年を経た21世紀にこそ、日本国憲法の真価が発揮されるべき」と述べているが、憲法のどのような点について真価が発揮されるべきと考えているのか。(馬杉陳述者に対して)
- ・先日問題となった政府首脳の方針三原則見直し発言について、どのような感想を持っているか。(佐藤陳述者に対して)
- ・BSE問題(いわゆる狂牛病問題)の影響及び国としてとるべき対策について、農家の側からはどのように考えているのか。(石塚陳述者に対して)

して)

- ・憲法9条と現実(自衛隊の存在)の乖離について、どのように解消していくべきと考えるか。(結城陳述者に対して)

金子哲夫君(社民)

- ・日本国憲法は単なる理想主義に立つのではなく、アジアや沖縄の経験という現実の上に生まれたものとするが、いかがか。(馬杉陳述者に対して)
- ・日本は大量のプルトニウムを保有しているが、エネルギーの自給や核政策について、どのように考えるか。(石塚陳述者に対して)
- ・米国の行政は下級審の判決に対しても迅速に対応するのに、日本の行政は、在外被爆者に援護法を適用すべきとの地方裁判所の判決が複数下されているにもかかわらず、判決が確定するまでは対応しようとしめない。このような日本の行政のあり方について、どう思うか。(田中陳述者に対して)
- ・先の防衛庁の情報公開請求者リスト作成問題は、リストの作成以前に、請求者の身上調査を行うこと自体が問題であると思うが、いかがか。(結城陳述者に対して)

井上喜一君(保守)

- ・稲津陳述者は天皇を元首とするべきとの立場であるが、現在の天皇の地位に関する憲法の規定を改めるべきと考えるのか。(稲津陳述者に対して)
- ・石塚陳述者は食料の自給を主張しているものの、9条の改正に反対の立場である。私は、仮に食料を自給するとしても日本が平和でないとは不可能であり、そのためには国際社会の安全保障が重要となるため、9条の改正も検討する必要があると思うが、いかがか。(石塚陳述者に対して)
- ・9条の理念は理解できるが、これほど現実と乖離しているのであれば、もはや法とは言えないのではないのか。法を現実に合わせていくか、法に現実を合わせるかのどちらかだと思うが、いかがか。(結城陳述者に対して)
- ・世界の平和と安全が必要だと考えるのであれば、日本がこれに貢献していくことが当然であると思うが、いかがか。(馬杉陳述者に対して)

(傍聴者の発言の概要)

派遣委員の質疑終了後、傍聴者に対して意見を求めました。

石川一美君

- ・本日の地方公聴会においては、憲法を守るべきであるという方向が示されたと思う。
- ・ハーグで行われた国際平和市民会議においても、日本国憲法9条の意義が高く評価されている。武力では平和を維持していくことはできない。有事法制は9条を否定するものだ。

市來正光君

- ・有事法の制定、その後の9条の改正によって、日本が戦争に参加する国家になっていくことに断固反対である。
- ・地方公聴会は憲法改正の弾みとして利用されるため、開催には反対である。

7月25日に、第5回の憲法調査会(通算36回目)が開かれました。

1. 中野会長代理から、去る6月24日に行われた地方公聴会についての報告を聴取しました。
2. 各小委員長から、小委員会における調査の経過及びその概要の報告を聴取しました。
3. 各小委員会の調査を踏まえ、委員間の自由討議を行いました。
4. 中山会長から、今国会における憲法調査会の活動について発言がありました。

小委員長報告における「今国会での調査の総括」部分の要旨

基本的人権の保障に関する調査小委員長

島 聡君(民主)

- ・当小委員会では、憲法の人権に関する規定は、質・量ともに豊富で先駆的な意義を有するとの指摘があった一方で、国家、社会の枠組みが激変しつつある現代においては、人権保障のあり方も多角的に検討する必要がある旨の指摘も非常に多く見受けられた。
- ・以上を踏まえ、例えば、知る権利、環境権、プライバシー等の「新しい人権」が現行憲法で十分に保障されているのかについて具体的に精査

する等、憲法が時代に適合しているのかという観点から、憲法改正も視野に入れて、人権保障のあり方について議論を深めていきたい。

政治の基本機構のあり方に関する調査小委員長

高市 早苗君（自民）

- ・現代は、現行憲法制定当時に比べ国民の政治参加意識等が高まっている。日々変化する社会情勢等に迅速に対応するため、政治主導の観点から、議院内閣制、両院制、選挙制度や政党等のあり方について考え、また、民主主義と立憲主義との緊張関係等に留意しつつ、違憲審査制度のあり方について議論を深めていく必要性を感じた。
- ・今後は、憲法の背景となっている歴史や伝統などを踏まえた上で、天皇制の在り方等を含め、21世紀の政治の基本機構のあり方について議論を深めていきたい。

国際社会における日本のあり方に関する調査小委員長

中川 昭一君（自民）

- ・当小委員会では、日本の安全保障、国際協力等について、憲法や国連憲章の精神の実現に向けて努力すべきであるとの指摘がなされた一方で、急激に変化する国際情勢に主体性をもって対処していくためには、憲法改正をも見据えた多角的な検討が不可欠であるとの指摘も多く見受けられた。
- ・上記の指摘を踏まえ、国際社会における日本のあり方について、引き続き、議論を深めていきたい。

地方自治に関する調査小委員長

保岡 興治君（自民）

- ・当小委員会では、地方自治を充実させるためには、地方分権改革を一層推進する必要がある、その際には、国から地方への「権限」の移譲のみならず「税・財源」の移譲が不可欠であるという認識を共有できた。また、市町村合併のあり方、今後の都道府県のあり方、道州制の導入を検討する必要性等について多くの意見が述べられた。
- ・今後は、これらの指摘を踏まえて、21世紀における我が国の国家像をにらみつつ、地方自治制度を一層充実させる観点から、さらに議論を

深めていきたい。

自由討議における各委員からの発言の概要（発言順）

葉梨 信行君（自民）

- ・今国会で設けられた四つの小委員会のいずれにおいても、憲法の各条章について突っ込んだ議論がなされ、かつ、小委員間の意見の応酬もあり、大変に実りの多い調査のできた会期であった。
- ・人権小委員会における伊藤哲夫参考人の意見を聴き、憲法に「国防の義務」を明記する必要性を感じた。
- ・首相公選制を導入するよりも、議院内閣制の下で首相のリーダーシップを発揮できるような制度を検討すべきである。例えば、憲法に首相の任期を保障するような仕組みを設けることを検討してはどうかと考える。
- ・両院制については、衆参の機能分担を明確にし、また、議員の選出方法に違いを設けるべきである。
- ・地方分権の推進に当たっては、地方の独自性と国土の均衡ある発展とのバランスを踏まえる必要がある。また、道州制については、今後、具体的なイメージをもって議論していきたい。
- ・憲法前文の国際協調主義の精神を踏まえ、日本は一国平和主義から脱却し、世界の平和にどのように貢献できるのかを考えることが重要である。憲法の平和主義（9条1項）を否定する人はいないことから、今後の議論は、9条2項をどうするのかに絞られてきたと思う。

山田 敏雅君（民主）

- ・EU 統合や世界各地で自由貿易協定（FTA）が締結されている状況にかんがみると、日本は世界から孤立しているのではないかと感じる。国際社会において日本のプレゼンスが十分に示せないのは、憲法の個々の条文がその足かせになっているためであると思う。
- ・日本の使命は、唯一の被爆国として、核兵器の廃絶を世界に訴えることであると考えている。
- ・国連を発展的に解消して世界連邦を創設し、そこに軍隊や裁判所等を設けることについて、日本は率先して検討すべきである。

赤松 正雄君（公明）

- ・地方公聴会の意見陳述者の意見や、調査会（憲

法のひろば)に寄せられた国民の意見を見ると、護憲論は9条を中心になされており、改憲論は9条以外の点についてなされていることが多く、テーマが明確になってきたと感じる。

- ・憲法と現実の乖離については、両者を対立するものとしてとらえ、どちらに近づけるべきかを問題とするのではなく、憲法も現実も変化するものであると認識し、タブーを設けず議論していくことが重要であると考え。

春名真章君(共産)

- ・地方公聴会においては、有事法制の違憲性やアイヌ民族に対する差別等憲法が守られていない実態について、多くの意見が述べられた。調査会はこのような意見に耳を傾けるべきである。
- ・防衛庁の情報公開請求者リスト作成問題や住民基本台帳ネットワークの施行に見られるように憲法が守られていない今日の下で、プライバシー権等の新しい人権を明記すべきとの議論をしても、空疎なものにしかならない。調査会では、憲法が活かされていないという現実について、調査していくべきである。
- ・これまで地方自治小委員会に招致した各参考人は、憲法に地方自治の規定が設けられた意義を評価していた。また、国主導の「上からの市町村合併」や道州制の導入は地方自治を歪めるものとする。

金子哲夫君(社民)

- ・今国会で実施された沖縄及び札幌の地方公聴会において、21世紀に向けて9条を世界に広げていくべきとの意見が、これまでと同様に述べられた。これらの意見を真摯に受け止め、調査会に活かしていくことを考えるべきである。
- ・調査すべき事項がまだ残っているため、今後も引き続き小委員会での調査を進めていくべきであると考え、自由討議のあり方等運営の仕方については工夫していくべきであるとする。

井上喜一君(保守)

- ・これまでの地方公聴会での意見陳述者の意見が、その地方を代表するようなものであったかは疑問であり、意見陳述者の選定方法について検討すべきである。
- ・憲法調査会は設置から2年半が経過しており、そろそろ具体的な取りまとめ作業を開始すべき

である。また、今後の調査は、テーマを特定して議論を深めるべきである。

伊藤公介君(自民)

- ・地方分権一括法の施行で、地方自治体が独自課税を行う動きも出てきたが、税・財源に係る国と地方の関係を根本的に見直すべきである。
- ・国と地方との関係をはっきりさせる構造改革を行うべきであり、市町村合併を踏まえた都道府県のあり方、道州制の導入について、早急に検討すべきである。
- ・統治の基本機構のあり方として、首相による強力なリーダーシップの発揮が求められており、首相公選制を導入するとともに、首相がリーダーシップを発揮できるよう、スタッフの確保等の条件整備を検討すべきである。

大出彰君(民主)

- ・立憲主義の観点からは、有事法制を整備する前提として、9条の改正が必要であるとする。しかし、9条は、「戦争違法論」の根拠となるものであるから、この改正を認めることはできない。

今野東君(民主)

- ・先日、西日本入国管理センターを視察したが、そこに収容された外国人の処遇は、人道的な見地から問題があった。国連も、我が国の難民政策には不十分な点があると勧告しており、憲法の理念に合致した、また、国際社会における責務を果たす難民政策がとられるべきである。

山口富男君(共産)

- ・憲法の調査は、憲法を取り巻く21世紀の時代状況に着目して行うべきである。現在の国際情勢を眺めると、国連憲章や戦争の放棄を定める憲法9条の理念を活かせる状況が生じつつあると認識している。
- ・憲法の基本原則は変える必要がない。選挙制度や違憲審査制のあり方等のように、憲法の理念が活かされていない事項については、立法府の中で憲法の理念を活かし、これを具現化する努力が行われるべきである。
- ・9条に関する議論の焦点が、9条2項のあり方に絞られてきたとの意見があったが、憲法の全体構造から、9条1項及び2項は不可分一体なものであり、2項のみを切り離して議論するこ

とには賛成できない。

北川れん子君(社民)

- ・憲法は、前文で全世界の人々の平和的生存権を確認し、本国で迫害を受けて逃れてきた人々を保護することが日本の責務であるとしていると考えられる。しかし、我が国へ「難民」として保護を求めて来る人々の処遇実態は、人権侵害にも等しい。憲法の趣旨の下、難民法を改正して難民の権利保護を図るべきである。

伴野豊君(民主)

- ・憲法調査会における様々な議論の中で、多くの問題が教育問題と密接なつながりがあると改めて感じた。また、憲法に関する様々な事柄を次の世代にどのように伝えていくかということが重要であると感じた。
- ・憲法に対する関心を高めるため、憲法記念日以外にも国民が憲法について考える機会があってもよい。

藤島正之君(自由)

- ・地方公聴会での意見から、多くの国民が憲法9条の改正に反対していると受け取る人もいるが、私はそうは思わない。
- ・今後の憲法調査会では、審議の迅速化を図る必要があり、憲法の各条文について、どうあるべきかという議論をすべきである。

島聡君(民主)

- ・今後、憲法調査会では、憲法の各条文が現実に適合しているかどうかを具体的に調査すべきである。
- ・憲法改正を発議し得るのは国会議員のみであるということにかんがみ、今後は各党が党としての憲法に対する考えを明確にした上で、国会議員が主体的に議論する必要がある。
- ・地方公聴会での意見陳述と世論調査の結果はかなり異なっており、いわゆる「国民の声」を聞くには「サイレント・マジョリティ」の意見を無視してはならない。そのためにも各政党や議員が憲法に対する意見を表明すべきである。

奥野誠亮君(自民)

- ・憲法を議論するに当たっては、敗戦により制定されることとなった現憲法に対する反省の上に

立って考えるべきであり、そのためにも GHQ の占領政策がどのようなものであったかについて認識する必要がある。また、憲法制定当時と現在における、日本とそれを取り巻く世界の関係を比較し、理解する必要がある。

首藤信彦君(民主)

- ・遺伝子技術が進展したり、日本が海外援助・国際貢献をするなど、憲法制定時には予想もしなかった状況が、現在生じている。こうした変化に合わせてどのような憲法がありうべきか、特に日本の平和と安全のために何が必要か、考えていきたい。
- ・新しい憲法を目指すためには、社会の最前線で取り組んでいる人、苦しんでいる人など現実社会の実態を把握している人こそ、憲法調査会の参考人にふさわしいのではないかと思う。

保岡興治君(自民)

- ・我が国の経済成長において、中央集権による官僚主導体制が果たした役割は評価に値するが、今後は、地方が自己実現し、国が発展していくために、中央集権から地方分権へ、官から民へといった改革が推進されていくべきである。
- ・地方の事務は基本的に基礎自治体が行い、道州がその補完的な役割を果たし、外交・防衛・通貨管理等は国が担っていくというシステムに変え、中央の官僚主導体制も改めるべきである。新しい日本のかたちを描くのは、官僚ではなく政治家と国民である。

永井英慈君(民主)

- ・近年の金融・産業・教育等各方面での「危機」は、日本人の精神構造がモラルハザードを起こしているためであり、その原因はひとえに、日本の中央集権的な統治構造が時代に合わなくなっているためである。もはや、延々と議論を続けている場合ではなく、事務と財源を地方に移譲し、地域が主体性と自己責任を持てるような改革を行うことで、速やかにこの問題を解決すべきである。

谷川和穂君(自民)

- ・諸外国では、時代の変化に合わせて憲法を改正しているのに対し、日本国憲法は96条で厳しい改正条件が定められているため、世界でも最

も改正が難しい硬性憲法になっているといえる。また、96条の「発議し(initiate)」という文言について疑念を感じるので、そのような点の検証をしていきたい。

井上喜一君(保守)

- ・今次、憲法改正が議論されるようになったのは、憲法と現実との間に乖離が生じているためであると思う。9条以外の条項に関しては、議論を重ねることで、いずれ意見の一致が図れると思う。意見が対立する事項については、徹底的に議論をしていかなければならない。
- ・政治改革を進めるためにも、選挙制度や二院制について議論する必要がある。

斉藤鉄夫君(公明)

- ・高橋和之参考人が招致された際の小委員会において、内閣の機能を強化するための方策として、憲法改正が必要となるような制度の導入は難しいので、「国民内閣制」的な運用を行うべきだという議論があったが、憲法改正が難しいことを理由に、あるべき制度の議論をしないのは本末転倒ではないかと感じた。
- ・科学技術の高度の進展の下で、生命倫理等との関係から、遺伝子操作、クローン開発等が、学問の自由(23条)によってどこまで保障されるのかについて検討すべきだ。

スリランカ側

- ・憲法調査会の構成、国会・政府との関係
- ・日本の憲法改正手続、及び改正過程での最高裁判所の関与の有無
- ・憲法改正の有無及び現在の憲法改正への動き
- ・議員が、政党の党議拘束に従わない事態の有無(その他、スリランカの民族問題の歴史について説明がありました。)

日本側

- ・憲法改正状況・改正の際の起草者、改正の機関について(中山会長)
- ・17回の改正のうち、直近の改正における最大の課題(葉梨幹事)
- ・スリランカの民族問題と憲法改正とのかかわりについて(中野会長代理)

意見窓口「憲法のひろば」

平成12年2月より、憲法について広く国民の声を聴くため、意見窓口「憲法のひろば」を設けております。

これまでに寄せられた意見の総数及びその内訳

- ・受付意見総数：1780件(7/25現在)
- ・媒体別内訳

葉書	1086	封書	353
FAX	199	E-mail	142

- ・分野別内訳

前文	33	天皇	73
戦争放棄	1216	権利・義務	50
国会	31	内閣	31
司法	7	財政	10
地方自治	9	改正規定	11
最高法規	8	その他	1155

複数の分野にわたる意見もございますので、分野別内訳の総数は、受付総数とは一致しません。

【意見窓口「憲法のひろば」の宛先】

FAX 03-3581-5875
 E-mail kenpou@shugiin.go.jp
 郵便 〒100-8960 千代田区永田町1-7-1
 衆議院憲法調査会「憲法のひろば」係
 いずれのご意見も、住所、氏名、年齢、職業、電話番号を明記して下さい。

スリランカ国会常任委員会副委員長一行が憲法調査会会長等を訪問

去る18日、スリランカ国会常任委員会副委員長一行が、中山太郎会長等と懇談しました。

出席者及び懇談の中で話題となった事項は、以下のとおりです。

〈スリランカ側〉

スリ・アレクサンダー・アンドラヘンナンディ
 常任委員会副委員長
 ダムミカ・キツルゴダ事務総長
 カルナーティラカ・アムヌガマ駐日本国大使

〈日本側〉

中山太郎会長(自民)
 中野寛成会長代理(民主)
 葉梨信行幹事(自民)